**未来の世代のためにサンゴ礁を守る**

ラムサール条約は、湿地の保護と適正な利用の枠組みを提供する、政府間の条約です。日本には50ヶ所のラムサール条約登録地および湿地があります（2017年2月時点）。慶良間諸島のサンゴ礁は、2005年に初めてラムサール登録地に認定されました。2014年には、当初の353ヘクタールの海域が慶良間諸島国立公園として指定したのを受けて、8,290ヘクタールまで大幅に登録区域が拡大されました。

**慶良間はなぜ重要なのか？**

いくつかの統計が、なぜ慶良間が重要なのか示しています。慶良間諸島のサンゴ礁は、日本の造礁サンゴの62％の割合を占めています。約250種類のサンゴがあり、テーブル状、枝状、角状、塊状、被覆状など様々な形状を取り、サンゴ礁を造りだしています。場所によっては、地域の90％以上がサンゴで覆われたところもあります。慶良間のサンゴ礁は非常に多くの生物多様性の生態系を支えています。また、サンゴ礁は、スズメダイ、チョウチョウウオなどの魚たち、タイマイやアオウミガメ、アカウミガメなど絶滅危惧種を含むウミガメたちの住み家です。さらに冬季には、ザトウクジラが繁殖と子育てのためにこの地に移り住んできます。

**脅威を取り除く：観光客を歓迎**

かつて、サンゴ礁はサンゴを捕食するオニヒトデの深刻な脅威にさらされました。地元民の継続的な取り組みにより、脅威はほとんどこの地域から取り除かれました。ラムサール条約では、慶良間諸島のサンゴ礁と周囲に広がる地域は、「日本で最も美しい海域を保有する地域の中でも、自然観察と観光事業に関して高い価値をもっている」と説明されています。私たちは未来の世代にとって、非常に特別なこの場所を保護することに熱心に取り組んでいます。

ラムサール条約についてさらに詳しく知る